

保 険 契 約 法 の 現 代 化

京都大学 洲 崎 博 史

平成 18 年 9 月、法務大臣から、その諮問機関である法制審議会に対して保険法の見直しに関する諮問が行われ（諮問第 78 号）、これを受けて、法制審議会に保険法部会（以下、「部会」という）が設置され、保険法の現代化に向けた作業が開始した。部会は平成 19 年 8 月 8 日までに計 14 回の会議を開催し、そこでの審議内容をもとに、平成 19 年 8 月 14 日に、35 頁からなる「保険法の見直しに関する中間試案」（以下、「中間試案」という）が公表された。中間試案は、同年 9 月 14 日までの 1 か月間にわたり、パブリック・コメント手続に付されている。中間試案には、108 頁からなる「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室による。以下、「補足説明」という）が付けられており、中間試案と補足説明をあわせ読むことによって、部会での議論状況や保険法現代化の方向性をうかがい知ることができるようになっている。

保険法の現代化は、民事基本法の現代化というこの 10 年ほどの法務省のプロジェクトの一環として行われるものである。同プロジェクトの中には、平成 16 年民法改正のように、現代語化（口語平仮名化）だけを先行させ、実質改正は先送りするというものもあるが、保険法の現代化は、現代語化と実質改正の両方を行おうとするものである。そして、実質改正にかかる最重要課題と位置付けられているのは、保険契約者（とりわけ消費者たる保険契約者）の利益保護である。

今回の共通論題の報告者として筆者が求められている役割は、保険契約法の現代化作業の現時点での到達点（場合によってはそこに至る部会での議論状況）を簡潔に解説することであろう。しかし、すべての論点を網羅することは時間の関係上不可能であることから、部会において時間をかけて議論された論点を中心に報告する予定をしている。具体的には、次のような論点を取り上げることとしたい。

1. 新保険契約法の規律対象・立法形式

- ・保険契約にとどまらず、共済契約も規律対象とするか。規律対象にするとして、どのような立法技術によってそれを実現するか。
- ・中間試案が示している損害保険契約、生命保険契約、傷害・疾病保険契約という類型化はいかなるコンセプトによるものか。各契約類型の定義は適切か。
- ・いわゆる企業保険には、片面的強行規定によって保険契約者を保護するというスキーム

【平成 19 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

報告要旨：洲崎 博史

を適用せず、契約自由の原則によるべきか。そうだとすると、企業保険の範囲をどのように定めるか。

2. 新保険契約法で定めることが検討されている個別ルール

(1) 保険契約の成立に関する諸ルール

「危険に関する告知（告知義務）」、「他人を被保険者とする死亡保険契約および傷害・疾病保険契約における被保険者同意」等

(2) 保険契約成立後の保険契約の変動に関する諸ルール

「危険の増加（に関する通知義務）」、「超過保険」、「保険金受取人の変更」、「保険金受取人等の意思による保険契約の存続」等

(3) 保険事故の発生による保険給付に関する諸ルール

「重複保険」、「保険金の支払時期」等

(4) 保険契約の終了に関する諸ルール

「重大事由による解除（特別解約権）」、「保険料積立金等の支払」等

(5) その他

「（責任保険契約における）保険金からの優先的な被害の回復」